

13 浅間山火山対策関係



13-1 浅間山火山防災協議会設置要綱

(目的)

第1条 浅間山火山防災協議会(以下「協議会」という。)は、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、浅間山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的に長野県、群馬県(以下「両県」という。)、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬬恋村(以下「周辺市町村」という。)が共同で設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議を行う。
 - (1) 浅間山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
 - (2) 両県の都道府県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
 - (3) 周辺市町村の市町村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項 について定める際の意見聴取に関する事項
 - (4) 防災訓練等の活動及び防災意識の啓発活動に関する事項
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項 (構成)
- 第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

(組織)

- 第4条 協議会に会長を1名置く。会長は、別表1中の第1号に掲げる者の協議により定めるものとし、任期は1年とする。ただし、再任することができる。
- 2 会長は、会務を総理する。また、会長が必要と認める場合には構成機関以外の者を協議会に 出席させ、助言等を求めることができる。
- 3 協議会に副会長をおく。副会長は会長が指名し、任期は原則1年とする。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 協議会に監事をおく。監事は会長が指名し、任期は原則1年間とする。
- 6 監事は会計の状況及び会計を監査する。
- 7 協議会に幹事会を置き、連絡・協議事項について調整する。
- 8 幹事は協議会の構成機関の職員とし、別表2に掲げる者で構成する。 (協議会の開催)
- 第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたときに招集し、議事進行は会長が務めるものとする。

- 2 協議会の出席者は第3条の別表1に掲げる者とする。ただし、噴火時等、臨時に開催する場合はこの限りではない。
- 3 協議会の構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させ ることができる。
- 4 会議に付すべき議事のうち会長が必要と認めた議事は、協議会の構成員からの書面又は電磁的記録による意思表示により決議できるものとする。

(会長の専決処分)

- **第6条** 会長は、会議を招集する余裕がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集する事ができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専 決することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに会議に報告をするものとする。 (コアグループ会議)
- 第7条 協議会に、噴火時等の避難対象地域の拡大・縮小等の迅速な判断に資するよう平常時及 び緊急時に技術的検討を行うため、避難時期及び避難対象地域の確定等に深く関与する機関実 務者及び火山専門家によるコアグループ会議を置く。
- 2 コアグループ会議は別表3に掲げる者で構成する。ただし、必要に応じて構成機関以外の者を出席させ、助言等を求めることができる。
- 3 所掌事項に関する協議が必要とされる場合には、必要に応じコアグループ会議を開催するものとする。

(専門部会)

第8条 協議会に特別な事項及び所掌事項について専門的に研究する専門部会を置くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

- 第10条 協議会及び幹事会及びコアグループ会議の事務処理のため、事務局を置く。
- 2 事務局は、長野県佐久地方事務所地域政策課及び群馬県危機管理室に交互に置き、期間は1 年とする。
- 3 事務局には事務局長を置き、前項に規定する課室の長をもって充てる。 (予算及び予算の執行)
- **第11条** 協議会の経理は協議会の議決を経て予算をもってこれを定め、決算はその認定に付する。
- 2 本会計の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 3 予算の執行は会長が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

〔御代田防 6 〕 1155

附 則

- この要綱は、平成17年11月24日から適用する。
- この要綱は、平成21年7月2日から適用する。
- この要綱は、平成23年8月16日から適用する。
- この要綱は、平成25年8月8日から適用する。
- この要綱の名称を「浅間山火山防災対策連絡会議設置要綱」から「浅間山火山防災協議会設置 要綱」に改める。
 - この要綱は、平成25年12月18日から適用する。
 - この要綱は、平成28年3月28日から適用する。
 - この要綱は、平成28年10月18日から適用する。
 - この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
 - この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
 - この要綱は、令和1年11月29日から適用する。
 - この要綱は、令和2年3月19日から適用する。

【別表1】(第3条関係)

【別表1】(『		1	,	
区 分 (法第4条第 2項中該当す る号)	所属	職名	氏 名	備考
都道府県	長野県	知事		
(第1号)	群馬県	知事		
	長野県小諸市	市長		
	長野県佐久市	市長		
市町村	長野県北佐久郡軽井沢町	町長		
(第1号)	長野県北佐久郡御代田町	町長		
	群馬県吾妻郡長野原町	町長		
	群馬県吾妻郡嬬恋村	村長		
地方気象台等	気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報セン ター	所長		
(第2号)	気象庁長野地方気象台	台長		
	気象庁前橋地方気象台	台長		
地方整備局 (第3号)	国土交通省関東地方整備局	局長		
陸上自衛隊	陸上自衛隊第12旅団	旅団長		
(第4号)	陸上自衛隊第13普通科連隊	連隊長		
警察	長野県警察本部	本部長		
(第5号)	群馬県警察本部	本部長		
Mart.	佐久広域連合消防本部	消防長		
消防 (第 6 号)	吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部	消防長		
(50 5)	高崎市等広域消防局	消防局長		
	東京大学	名誉教授	荒牧 重雄	
火山専門家	東京大学	名誉教授	武尾 実	
(第7号)	(一社) 全国治水砂防協会	理事長	大野 宏之	
	日本大学	教授	高橋 正樹	
	群馬県高崎市	総務部長		
	群馬県安中市	総務部長		
	内閣府政策統括官(防災担当)	参事官(調査・ 企画担当)		
	気象庁浅間山火山防災連絡事務所	所長		
	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所	所長		
	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	所長		
	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	所長		
	林野庁関東森林管理局吾妻森林管理署	署長		
	林野庁中部森林管理局東信森林管理署	署長		
	環境省長野自然環境事務所	所長		
	国土地理院関東地方測量部	部長		
	長野県警察本部高速道路交通警察隊	隊長		
	長野県小諸警察署	署長		
その他	長野県佐久警察署	署長		
(第8号)	長野県軽井沢警察署	署長		
	群馬県警察本部警備部	危機管理対策 統括官		
	群馬県警察本部高速道路交通警察隊	隊長		

	群馬県長野原警察署	署長
	群馬県高崎警察署	署長
	群馬県安中警察署	署長
	(株)プリンスホテル	万座・嬬恋・ 鬼押出し園総 支配人
	しなの鉄道(株)	代表取締役社 長
	(株)白糸ハイランドウェイ	事業部長
	東日本高速道路㈱関東支社佐久管理事務所	所長
	東日本旅客鉄道(株)長野支社	安全企画室長 オブザーバー
	東日本旅客鉄道(株)高崎支社	安全企画室長 オブザーバー
	浅間山ジオパーク推進協議会	事務局長 オブザーバー

【別表2】(第4条関係)

区 分	【機 関 名】	役職名	氏 名	備考
	長野県危機管理部	危機管理部長		
	長野県建設部砂防課	課長		
	長野県佐久地域振興局	所長		
	長野県佐久建設事務所	所長		
	群馬県	危機管理監		
都道府県	群馬県上整備部砂防課	課長		
	群馬県吾妻行政県税事務所	所長		
	群馬県中之条土木事務所	所長		
	群馬県高崎行政県税事務所	所長		
	群馬県高崎土木事務所	所長		
	群馬県安中土木事務所	所長		
	長野県小諸市	総務課長		
	長野県佐久市	危機管理課長		
-tem-t. I.	長野県北佐久郡軽井沢町	総務課長		
市町村	長野県北佐久郡御代田町	総務課長		
	群馬県吾妻郡長野原町	総務課長		
	群馬県吾妻郡嬬恋村	総務課長		
	気象庁火山監視・警報センター	所長		
地方気象台等	気象庁東京管区気象台	地震津波火山 防災情報調整 官		
	気象庁前橋地方気象台	防災管理官		
	気象庁長野地方気象台	防災管理官		
	国土交通省関東地方整備局企画部	防災対策技術 分析官		
地方整備局等	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所	副所長		
	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	副所長		
	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	副所長		
陸上自衛隊	陸上自衛隊第12旅団司令部	第2部長		
医上日阳(水	陸上自衛隊第12旅団第13普通科連隊	第2科長		
	長野県警察本部警備第二課	課長		
	長野県警察本部高速道路交通警察隊	副隊長		
	長野県小諸警察署	警備課長		

		_			1
		長野県佐久警察署	警備課長		
警	察	長野県軽井沢警察署	警備課長		
音		群馬県警察本部警備第二課	課長		
		群馬県警察本部高速道路交通警察隊	中隊長		
		群馬県長野原警察署	警備課長		
		群馬県高崎警察署	警備課長		
		群馬県安中警察署	警備課長		
		佐久広域連合消防本部	警防課長		
消	防	吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部	警防課長		
		高崎市等広域消防局	警防課長		
		群馬県高崎市総務部	防災安全課長		
		群馬県安中市総務部	危機管理課長		
		内閣府政策統括官(防災担当)	企画官(調査・		
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	企画担当)		
		気象庁浅間山火山防災連絡事務所	所長		
		林野庁関東森林管理局吾妻森林管理署	総括治山技術 官		
		林野庁中部森林管理局東信森林管理署	総括事務管理 官		
その	他	環境省長野自然環境事務所万座自然保護官事務所	自然保護官		
		国土地理院関東地方測量部	防災課長		
		東日本高速道路㈱関東支社佐久管理事務所	工務課長		
		(株)プリンスホテル 鬼押出し園	支配人		
		しなの鉄道(株)	運転課長		
		(株)白糸ハイランドウェイ	事務所長		
		東日本旅客鉄道(株)高崎支社安全企画室	副課長		オブザーバー
		東日本旅客鉄道(株)長野支社安全企画室	副課長		オブザーバー
		浅間山ジオパーク推進協議会	事務局長	-	オブザーバー

【別表3】(第7条関係)

	機 関 名
	群馬県吾妻郡長野原町
	群馬県吾妻郡嬬恋村
市町村	長野県小諸市
111 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	長野県佐久市
	長野県北佐久郡軽井沢町
	長野県北佐久郡御代田町
	群馬県総務部危機管理室
群馬県	群馬県土整備部砂防課
	群馬県吾妻行政県税事務所
	長野県危機管理部危機管理防災課
長野県	長野県建設部砂防課
	長野県佐久地域振興局
	内閣府政策統括官(防災担当)
	国土交通省関東地方整備局企画部防災課
	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所
	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所
国	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所
	気象庁火山課
	気象庁前橋地方気象台
	気象庁長野地方気象台
	気象庁浅間山火山防災連絡事務所
	気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター
	荒牧重雄 (東京大学名誉教授)
火山専門家	武尾 実 (東京大学地震研究所教授)
八四寸口水	大野宏之((一社)全国治水砂防協会理事長)
	高橋正樹 (日本大学教授)

1159の2 [御代田防6]

13-2 浅間山の噴火警戒レベル表

名称	対象範囲	レベル (キーワ ード)	火山活動の 状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報(居住地域)又	居住地及びそれより	5 (避難)	居重を火あ迫状る 住大及がるし態 地なぼ発いてに 域被す生はいに	危険な居住地域からの避難等が必要	 ○天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達 【天明噴火(1783年)の事例】 8月4日~5日:吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生 ○中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している。 【天明噴火(1783年)の事例】 8月1日~3日:軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる。 ○積雪期に中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる。 【過去事例】 観測事例なし
は噴火警報	火口側	4 (避難準備)	居重を火るれ性て地なぼ発予(高るがとるがとうである)。に害噴すさ能っ	警戒が必要 な居住避難 備、要避難 が必要 が必要	 ○中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【天明噴火(1783年)の事例】 7月26日~31日:中噴火が断続的に発生 ○噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【過去事例】 観測事例なし ○積雪期に中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある。
噴火警報(火口周辺)	広い範囲の火口周辺火口から居住地域近くまでの	3(入山規制)	居近大及のっは険噴生はとる住くなぼ範た生が火、発予。地ま影す囲場命及があ生想域で響(に合にぶがるすさの重をこ入に危)発いるれ	住の況要避登入危へ制に活応慮準禁規な立の。・等域規	 ○山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達【2004年噴火の事例】 9月1日:噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 【その他の事例】 1973年2月1日:噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が約1.5kmまで、融雪型火山泥流が2km付近まで到達1958年11月10日:噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達 ○中噴火が切迫している。 【過去事例】

[御代田防6] 1159の3

又は火口周辺警報	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火影す囲場命及がるするとのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	住民は通常 の生活。 火口周辺へ の立入規制 等	2004年8月31日:山体浅部の膨張を示す傾 斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日:地震急増 ○山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に 噴石や火砕流が到達 【1982年噴火の事例】 4月26日:噴石が山頂火口から約1kmに飛 散、火砕流が到達 ○小噴火の発生が予想される。 【2004年噴火の事例】 7月下旬:噴煙量増加、火山性地震増加
噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	さ、火静火状てで噴らのっは険れ山穏山態、火出れ範た生が入出れ範た生がのったの見こ入に危。	状況に応じての立入規制等	○火山活動は静穏、状況により山頂火口から 500m以内に影響する程度の噴出の可能性 あり

- 注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
- 注2) 表中にある火口からの距離はいずれもおおむねの数値を意味する。
- 注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。
- 注4) 中噴火とは、山頂火口からおおむね4 km以内に噴石飛散させる噴火とする(まれに噴石がおおむね4 kmを超えることがある)。
- 注5) 小噴火とは、山頂火口からおおむね2km以内に噴石飛散させる噴火とする。

13-3 浅間山に係る警戒区域の設定について

御代田町告示第44号

浅間山の火山活動による危険を防止するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63 条第1項の規定に基づき、浅間山の火口から4キロメートル以内を警戒区域とし、立入りを禁止 する。

ただし、噴火警戒レベルに応じて、次の登山道については、立入りを認める。

平成19年11月30日

御代田町長 茂 木 祐 司

噴火警戒 レベル	立入りを認める登山道					
	(1) 車坂峠から槍ヶ鞘、トーミの頭、黒斑山、蛇骨岳、仙人岳、Jバンド、賽の河原を経て前掛山に至る登山道(黒斑コース)					
	(2) 一の鳥居から火山館、湯の平口、賽の河原を経て前掛山に至る登山道及び草すべりを経て黒斑コースへ合流する登山道(火山館コース)					
9	(1) 黒斑コースのうち、車坂峠から槍ヶ鞘、トーミの頭、黒斑山、蛇骨岳、仙人岳、Jバンドを経て賽の河原に至る登山道					
2	(2) 火山館コースのうち、一の鳥居から火山館、湯の平口を経て賽の河原に至る登山道及び草すべりを経て黒斑コースへ合流する登山道					
3	浅間山の火口から4キロメートル以内を立入禁止とする。					

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年12月1日から施行する。

(告示の廃止)

2 平成16年御代田町告示第20号は、平成19年11月30日限り、廃止する。

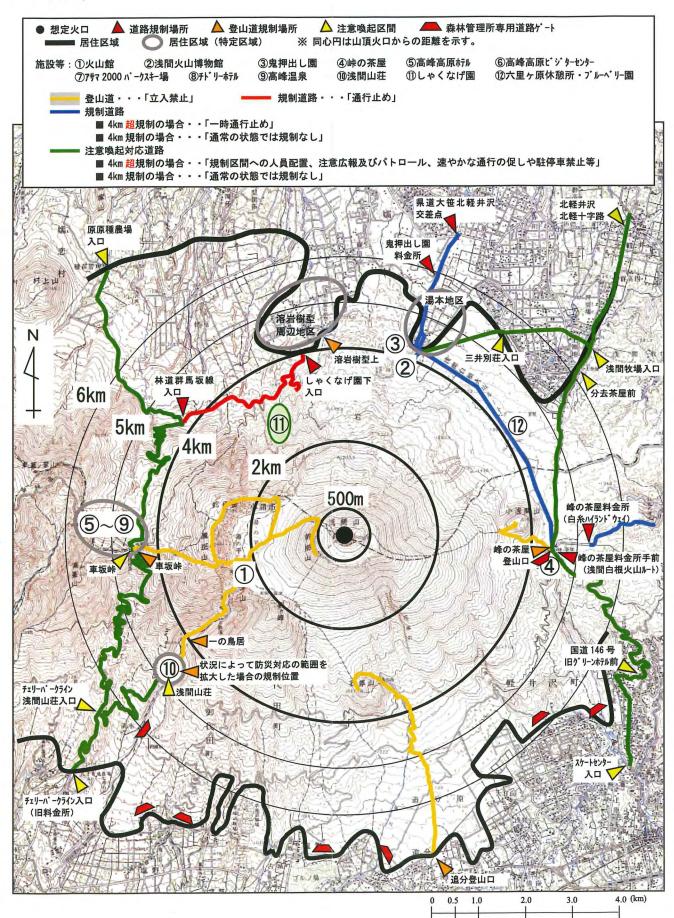
13-4 欠

13-5 欠

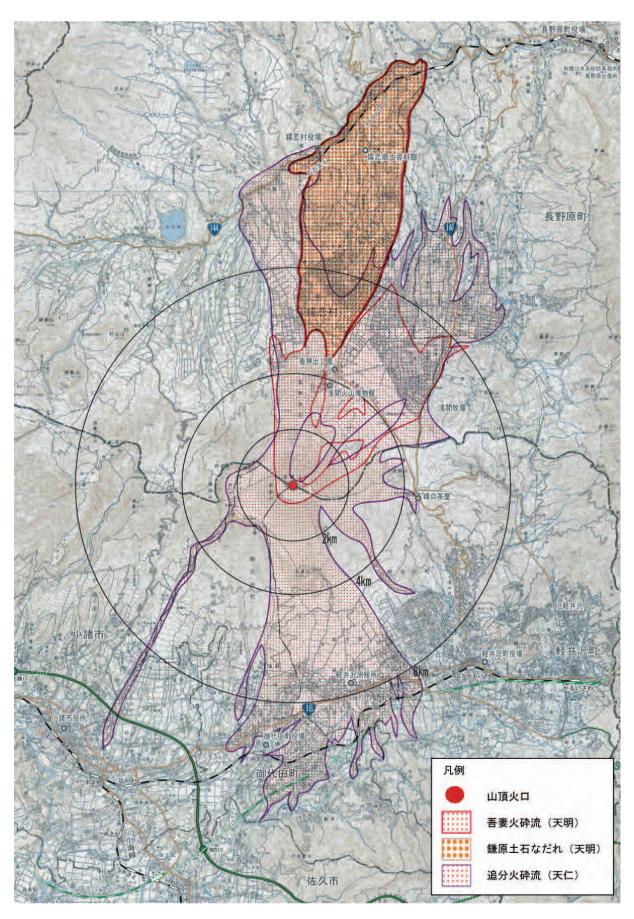
[御代田防6] 1161 (1162)

13-6 噴火警戒レベルに応じた防災対応と居住地域(レベル1、2:左図 レベル3:右図)





13-7 天仁・天明噴火に伴う火砕流及び岩屑なだれの実績図



[御代田防4] 1165

内閣府

対策本部 (事務局)

13-8 浅間山火山防災協議会関係機関連絡体制

群馬県

危機管理室 027-226-2245

砂防課 027-226-3633

※太字:コアグループ

※太枠:大規模噴火対策チーム(道路規制含む。)

長野県

危機管理防災課 026-235-7184

026-235-7316

砂防課

ω

9

火山災害予想区域図

13-10 浅間山の融雪型火山泥流における防災対応の基本方針

平成21年12月22日 浅間山火山防災対策連絡会議

浅間山火山防災対策連絡会議は、浅間山の融雪型火山泥流における防災対応の基本方針を以下のとおり申し合わせ、今後住民に対して、関係自治体・機関は融雪型火山泥流について理解を深めるための広報と合わせて、具体的な取り組みを推進するものとする。

なお、本基本方針は、現状の浅間山観測体制、融雪型火山泥流のハザードマップを基に策定したものであり、今後、これらの変化、改訂等があった場合には、速やかにその見直しを図るものとする。

記

- 1 融雪型火山泥流の発生又は発生の恐れがある場合の防災対応の基本方針
 - (1) 関係自治体・機関

避難のための時間を確保するため、迅速に正確な情報を提供し、迅速な避難誘導等の対応を 行う。

- (2) 住民・滞在者等
 - ア 沢筋や低地においての早めの避難対応 危険度が大きい地域では、自らの判断に基づく自主避難を行う。
 - イ 流れの方向に直角に避難 近くの高台等高所に、危険個所を通らずに避難する。
 - ウ 丈夫な建物への避難 泥流の力に耐えうる丈夫な建物に避難する。
 - エ 避難のための時間がないときの建物の2階以上への避難 屋外に泥流が到達している又は直近まで迫っている場合は、屋外には避難せず、建物の 2階以上に素早く避難する。
- 2 融雪型火山泥流における噴火警戒レベル4・5に対する対応骨子 資料13-11のとおり。

〔御代田防1〕

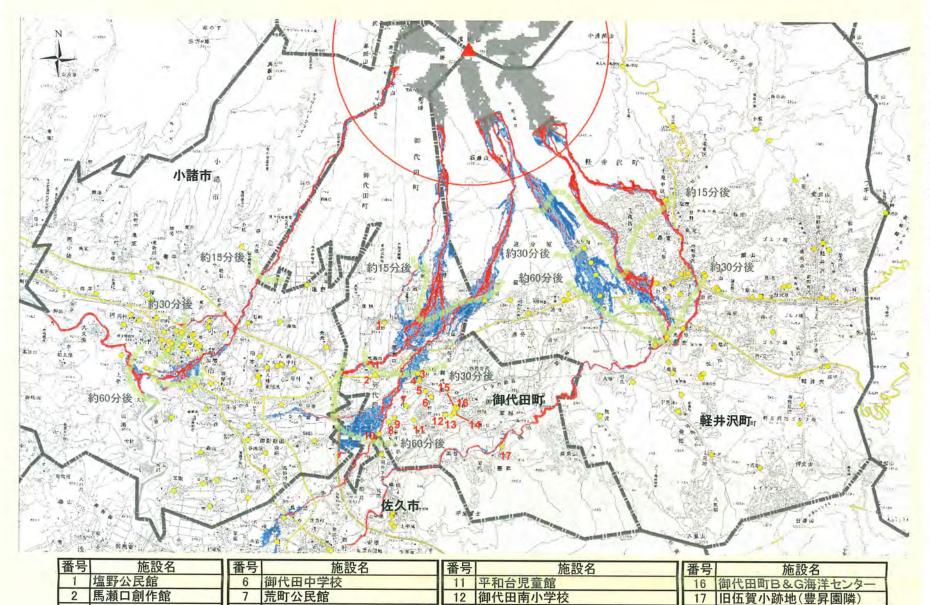
平成21年12月22日 平成22年12月22日改定 平成23年11月25日改定

	【観測された現象】		・中噴火が発生したが、火砕流は発生 していない。			・中噴火が発生し、火砕流が発生した。	十月X40十11月20日以入 ・居住地区に達するおそれのある融雪型 火山泥流が発生した。
現金の確認	【想定される事態】 を望い を記し では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	が高まった場合が高まった場合	・融雪型火山泥流は発生しない。			・居住地区に達するおそれのある融雪型火山泥流発生の可能性がある。 ・火砕流発生の方向を確定できた場合は、融雪型火山泥流発生の方向を推定できる。 ・融雪型火山泥流が居住地区に到達するまでの時間は10分程度と推定。 火砕流の流下方向が確認できる場合は、警報発表後30分以内を目途に「火山の状況に関する解説情報」で火砕流の流下方向等が発表される。	・融雪型火山泥流発生の方向を推定できる場合がある。 ・融雪型火山泥流が居住地区の最上流部に到達するまでの時間はほとんどないと推定。 居住地域への融雪型火山泥流の到達範囲等については、収集した情報に基づき「火山の状況に関する解説情報」で発表される。
近三島心フ	【観測された現象】 を	性		・空振、震動の観測データから中噴火 発生と判断。・空振、震動の観測データが基準より 小さい。(基準:火砕流が発生した過去事例から基準を設定)	・空振、震動の観測データから中噴火発生と判断。 ・空振、震動の観測データが基準を超える。 (基準:火砕流が発生した過去事例から基準を設定)		・居住地区に達するおそれのある融雪型 泥流が発生した。
育	党 【想定される事態】 寺			・火砕流発生の可能性は小さい。 ・融雪型火山泥流発生の可能性は小さい。	・火砕流発生の可能性がある。・融雪型火山泥流発生の可能性がある。・融雪型火山泥流発生の方向は想定不能。		居住地域への融雪型火山泥流の到達範 囲等については、「火山の状況に関す る解説情報」で発表される。
噴火	警戒レベル	・火口周辺警報 切迫※1 噴火警戒レベル3 (入山規制) (注意警戒事項に「噴火に伴い火砕流が 発生した場合、融雪型火山泥流のおそ れ、居住地域の沢筋や低地では注意」)	・火口周辺警報 噴火警戒レベル3 (入山規制)		・噴火警報 噴火警戒レベル4 (避難準備)	・噴火警報 噴火警戒レベル5 (避難)	
	自主防災組織・住民 等	・自主防災組織等による広報周知、パト・災害時要援護者等の避難準備の周知・融雪型火山泥流の想定範囲内の沢筋や・避難所設置準備			・自主防災組織等による広報周知、パトロール ・災害時要援護者等の避難に対する広報、 誘導 ・融雪型火山泥流の想定影響範囲内の沢筋 や低地では、警戒(自主避難含む)。	・噴火発生から10分以内で避難することが 山泥流の想定影響範囲外に位置する)、自 ・爆発音による状況周知、自主的対応 ・想定される融雪型火山泥流の方向(地域)	宅2階や高台等への避難
選 葉文	市町村・防災関係機関等	・防災無線等による広報周知・パトロー ・災害時要援護者等の避難準備の周知 ・避難所設置準備	ール		・防災無線等による広報周知、パトロール ・各市町村ごとの避難対応(避難準備情報) ・災害時要援護者等の避難に対する広報、 誘導 ・避難所の開設	・防災無線等による広報周知、ニュース速 ・噴火発生から10分以内で避難することが 山泥流の想定影響範囲外に位置する)、自 ・各市町村ごとの避難対応(避難勧告・指示	可能な最近隣避難施設(ただし、融雪型火 宅2階や高台等への避難に関する緊急広報
防災対応	Ī	・「浅間山噴火警戒レベル導入に係わる」	防災対応についての申し合わせ(レベル	レ3)」による通行規制対応等	・「浅間山噴火警戒レベル導入に係わる防災対応についての申し合わせ(レベル3)」による通行規制対応等・上記+融雪型火山泥流の想定影響範囲における通行規制(準備)・バリケード、通行規制看板、人員配置による通行規制(準備)・電光掲示板による広報、パトロールの実施・広域応援要請(準備)等・鉄道の規制(準備)	による通行規制対応等 ・上記+融雪型火山泥流の想定影響範囲における通行規制 に ・バリケード、通行規制看板、人員配置による通行規制 ・電光掲示板による広報、パトロールの実施 ・広域応援要請(準備)等 ・鉄道の規制(準備)	
初災対応		・被害情報収集 ・降灰等による被災対応(個別) ・災害派遣活動準備			・被害情報収集 ・噴石等による被災対応(個別) ・融雪型火山泥流の発生に備え準備 ・広域応援要請検討等 ・状況により災害派遣活動実施	 ・被害情報収集 ・噴石等による被災対応(個別) ・融雪型火山泥流の発生に備え準備 ・融雪型火山泥流発生時の被災対応 ・状況により広域応援要請等 ・自衛隊派遣要請等 ・状況により災害派遣活動実施 	

※ この対応骨子は、暫定的なものであり、今後、特にハザードマップが改訂された場合などには、この骨子も見直すこと。

※ この対応骨子は、積雪期に適用する。※ 中噴火とは、山頂火口から概ね4km以内に噴石を飛散させる噴火をいう(稀に噴石が概ね4kmをこえることがある)。ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

※1 前兆現象が発生し噴火の可能性が高まった場合には、「火口周辺警報(噴火警戒レベル3、入山規制)」が「火口から概ね4kmの範囲に影響を及ぼす噴火が切迫していると予想」という内容で発表される。



※ここに掲載した避難所は、上記の融雪型火山泥流が発生した場合の避難所です。

14 大林児童館15 御代田町ヘルスパイオニアセンタ

13 御代田町営グラント

【融雪泥流マップ数値シミュレーション計算条件】

エコールみよた 御代田町保健センタ

5 栄町公民館

8

上宿公民館

9 旧御代田小跡地(須賀沢公園) 10 小田井公民館

- ●噴火の火砕流想定量27万m3 (1958年11月10日噴火規模。明治以降最大規模)
- ●山腹積雪50cm (平年規模の積雪量)
- ●火口8方向に流下した場合の計算結果で必ず8方向 に流れるとは限らない。

避難に備えての準備

避難のときの持ち出し品

ヘルメット、マスク、ゴーグル、衣類、水・非常食、常備薬、 雨具・防寒具類、携帯ラジオ、現金・貴重品、通帳・印鑑・ カード、毛布・タオル、電池・ライター、乳児用品、介護用品、 救急用品、懐中電灯・ロウソク、その他

		ゾーン 床下浸水が想定される範囲	ゾーン 木造家屋の損壊と床上浸水 が想定される範囲	ゾーン 木造家屋の半壊・全壊 が想定される範囲
区分名	家屋被害なし		家屋損壊	家屋半壊・全壊 (建物は泥流の力に耐 えられない)
条件	浸水被害	床下浸水	床上浸水(家屋1階浸水)	家屋2階浸水
	歩行避難への影響	歩行可能	歩行困難	歩行困難
避	泥流が到達する前	高台等高所または	高台等高所または丈夫な建 物の2階以上に避難する	高台等高所に避難する
難行動	泥流が到達してしまっ ている場合	丈夫な建物の2階 以上に避難する	建物の2階以上に避難する (泥流が家を突き破って家の中あるため、泥流の反対側に避	中に侵入してくる可能性が 難する)
	被害イメージ			

融雪型火山泥流避難に関する心得

- ●沢筋や低地等危険度が大きい地域では、早めに避難する(自らの判断に基づく自主避難)
- ●危険箇所を通らず泥流の流れに直角に近くの高台等高所に避難をする。
- ●近くに高台等高所がない場合は、泥流の力に耐えうる丈夫な建物に避難する。
- ●屋外に泥流が到達している場合又は直ぐそばまで迫っている場合は、屋外には出ず建物の2階以上に避難する。